

雄武町空き家等情報バンク利用者登録手順

(空き家・空き地をみたい・借りたい方)

利用者登録のできる方

空き家等の賃借や購入を希望する方で暴力団等でない方

利用者登録等の流れ

(1) 利用申込み

以下の書類を雄武町役場へ持参していただくか、郵送にて提出してください。なお、①及び②の書類は、雄武町公式ホームページからダウンロード・印刷し、必要事項をご記入ください。様式をダウンロードできない場合は、雄武町役場までご連絡ください。様式を郵送いたします。

- ①雄武町空き家等情報バンク利用者登録申込書（様式第10号その1）
- ②同意書兼誓約書（様式第10号その2）
- ③本人確認書類（マイナンバーカードの表面又は運転免許証等の写し）

(2) 利用者登録完了

提出書類の内容等を確認し、登録可と認めた場合、雄武町から「雄武町空き家等情報バンク利用者登録通知書（様式第12号）」を送付します。

※登録不可となった場合も、その旨上記通知書にて通知します。

(3) 物件の交渉・契約

- ①利用者登録完了後、交渉を希望する物件の登録者（所有者）へ、「雄武町空き家等情報バンク利用者申込通知書（様式第13号）」により、雄武町から利用者の情報（連絡先等）を通知します。
- ②物件の登録者（所有者）から連絡があり次第、当事者間で交渉等を行ってください。

注意事項

(1) 雄武町は、空き家等の情報提供や空き家等情報バンクへの登録に係る連絡調整は行いますが、物件の登録者（所有者）と利用希望者間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉及び契約等に関する仲介行為には一切関与しません。また、契約等に関するトラブルにつきましても、責任をもって当事者間で解決してください。

(2) 利用者登録内容の変更

利用者登録内容に変更が生じたときは、速やかに「雄武町空き家等情報バンク利用者登録変更届（様式第14号）」を雄武町役場まで提出してください。

(3) 利用者登録の取り消し

利用者登録を取り消したい場合は、「雄武町空き家等情報バンク利用者登録抹消届（様式第15号）」を雄武町役場まで提出してください。

書類等の提出先・お問い合わせ

書類の提出先につきましては、下記まで郵送又は持参してください。

また、ご不明な点やご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

雄武町役場 総合政策課 地域経営係

〒098-1792 北海道雄武町字雄武 700 番地

電話：0158-84-2121 FAX：0158-84-2844

E-mail：tiikikeiei@town.oumu.hokkaido.jp